

共同声明(仮訳)  
第 56 回日米財界人会議  
～より強固な日米経済関係の構築に向けて～  
日米経済協議会／米日経済協議会  
ワシントン DC  
2019 年 9 月 18 日

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)のメンバーは、9月17日、18日の両日、ワシントンD.C.において、「より強固な米日経済関係の構築に向けて」をテーマに、第56回日米財界人会議を開催した。本会議には日米両国からビジネスリーダーが出席し、自由で公正なルールに基づくグローバルな通商システムを促進するとともに、インド太平洋地域の持続的な経済成長に向けて範を示すべく努力することを確認した。

両協議会は、貿易を巡る不確実性や地政学的な緊張によるリスクが高まる中、日米両国の経済や商業面での継続的な協力が世界経済の安定に引き続き重要な役割を果たすと信じている。両協議会は、複雑さや競争が激しさを増す環境において、我々民間セクターの競争力を強化する上で、以下の提言を実現することが有益であると考えている。

## 1. 二国間経済関係の強化

日米貿易協定の締結に向けた二国間交渉が進展する中、両協議会は、8月25日のトランプ大統領と安倍総理による予告内容に基づき合意が成立し、日米貿易関係がより一層深化するであろうとの期待を表明した。また、両協議会は、幅広くかつ高水準で未来志向型の貿易協定を締結することを究極の目標としつつ、昨年9月に発表された「日米共同声明」に基づいて交渉が進められるよう求めた。具体的には、両協議会は、日米間の新たな貿易協定は以下のとおりであるべきと強調した。

- 両国経済において更なる雇用創出につながる投資を促進するものであること
- 新たなプラチナスタンダードとなり得る高水準の貿易ルールを定めるものであること
- 双方向で貿易・投資を拡大させるものであること
- WTOルールと整合的であること
- 両国の消費者と産業界に深刻な影響を及ぼすような管理貿易的・貿易制限的措置を排除すること

## 2. ルールに基づくグローバルな通商システムの強化・促進

両協議会は、特に多くの企業が広域なバリューチェーンを築いていることに鑑み、インド太平洋地域における経済の成長・統合を促進する上で、日米両国政府のリーダーシップが重要という点で一致した。両協議会は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)は、日本やインド太平洋地域にとって重要な一歩であると認識しており、また、日米貿易協定が、更なる貿易の拡大と水準の向上を通じて、同地域の経済成長に資することへの期待を表明した。両協定は地域の貿易にとって重要であるが、ルールに基づくグローバルな通商システムを強化・促進するには、それ以上のことが求められている。両協議会は、日米両国政府による以下の対応が極めて重要であると信じている。

- 長年の、あるいは新たに生じた貿易問題を解決するとともに、WTO を通じたグローバル市場の不確実性の排除に資する政策の追求に向けて、両国政府が協働すること。特に、貿易を歪めるような産業補助金を含む市場歪曲的措置への対処、必要な WTO 改革の追求、WTO 紛争解決制度が効果的に機能するための働きかけなどの取組について、日米両国政府が、欧州連合及びその他有志国と協働することを提言する。
- 競争上の共通課題に直面する個別市場において改革を推進すること。特に、両協議会は、データローカライゼーション、ローカルコンテンツ要求、投資制限、国有企業、強制技術移転、知的財産権、プロジェクトのライフサイクルベースでの最大価値よりも目先の低コストを重視する質の低いインフラプロジェクト、その他の非関税障壁、といった課題に対処する協力体制の強化に、優先的に取り組むことを提言する。
- 国内企業を他の企業より優遇するような差別的な貿易慣行への対抗と、透明性が高く予見可能なビジネス環境に必要な公平な競争条件の確保を目的として、規制上のベストプラクティス推進のために国際フォーラムにおける協力を強化すること。

### 3. 業界や国境を越えたデータ移動・利活用を可能にする政策の推進

両協議会は、データは、両国経済の持続可能な成長を促進するとともに、モノやサービスの貿易を促進するのに役立つと確信している。我々は、一貫性のない規制、データローカライゼーション要求、サイバーセキュリティに関する過剰なガイドラインが、経済活動を脅かす非関税貿易障壁としてますます利用されるようになってきているとの懸念を共有している。また、我々は、両国政府が、プライバシーとセキュリティに関する懸念とのバランスに配慮しつつ、データの利活用及び国境を越えた自由なデータ流通を促進するために、産業中立的なリスクベースのアプローチを追求することを奨励する。今年の G20 で合意されたデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT、信頼性のある自由なデータ流通) の概念は、こうした方向への前向きな一歩であり、具体的な提言については、後掲のデジタル経済に関する分科会提言に記載している。

### 4. 基本的な国益としての日米貿易・投資の確保

両協議会は、経済政策と国家安全保障政策の関連性が増していることについて議論を行い、グローバルなサプライチェーンが形成された現代においては、正当な国家安全保障上の考慮と経済成長の促進とを政府が適切にバランスするために、投資審査制度、及び新興技術や基盤技術に関する輸出管理が、必要にして最小限に規定されるべきであることを強調する。同様に、我々は、いかなる合法的な政策も貿易に対する制限を最小限に抑えるべきであるという信念を再確認し、米国が日本製の自動車及び自動車部品に追加関税を課す可能性、並びに鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対して課されている現行の追加関税に関して懸念を表明した。

日米両国は、いずれも豊かな資本を持ち、技術的に洗練された国である。両協議会は、世界貿易がもたらす機会と同時に、それが直面する課題への懸念についても、多くの考えを共有しており、そこにはイノベーションやデジタルイノベーション、社会保障等の主要分野への示唆とともに、人口の高齢化や継続的な財政制約の課題も含まれる。デジタル経済のように分野横断的な問題とともに、多くの個別分野に関する議論も行われた。デジタル経済、金融サービス、エネルギー・インフラストラクチャー、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通に関する我々の提言は、後掲の各章に記載のとおりである。

## DIGITAL ECONOMY

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、日米両国政府に対し、世界のデジタル経済の成長に資する政策の推進と法制化を推奨する。我々は、こうした取組は、二国間、複数国間及び多国間の協定・合意を通じて、同時に追求されるべきであると確信している。それらは以下の項目に焦点を置くものである。

### 1. データのプライバシー・保護の強化とデータ利活用の実現

両協議会は、データのプライバシー及び保護を強化しつつ、データ利活用を容易にするような政策枠組みを推進することを引き続き重視している。そのような二国間、複数国間及び多国間の協定・合意は、少なくとも以下のコミットメントを含むべきである。

- 全てのセクター企業において国境を越えたデータ移動を可能にするとともに、全てのセクターにおいて強制的なデータローカライゼーションを禁止すること
- 世界各地のインターネット・ガバナンス、プライバシー、サイバーセキュリティに関するマルチステークホルダー・モデルの推進に向け、両国政府が能動的かつ協調的なリーダーシップを発揮すること

上記を盛り込んだ日米貿易協定は両協議会にとって重要である一方、両協議会は、日米両国政府が、G7、G20、OECD、APEC といった多国間フォーラムにおいて、データの自由な流通を促進し、高水準のプライバシー保護を拡大するために、引き続き緊密に協力することを強く推奨する。また、我々は、企業による自主的な規律を許容し、業界による行動規範を活用し、国際的な相互運用性を向上させる枠組みを促進する両国政府の努力を支持する。我々は、APEC 越境プライバシールールシステムといった確立されたメカニズムや、2019年のG20大阪サミットで合意されたデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(DFFT、信頼性のある自由なデータ流通)といった新しい概念を通じて、こうした原則が更に幅広く採用されるように、両国政府が努力することを奨励する。

加えて、我々は、米国政府に対し、消費者を保護し、州ごとの複雑なばらつきを排除するような連邦レベルのプライバシー法制を目指すよう推奨する。

### 2. 高まるサイバーリスクに対処するためのベストプラクティスと国際標準の推進

日々進化するサイバーセキュリティの脅威を踏まえれば、両協議会は、これらの脅威に対処するためには、規範的な規制よりもリスクベースのアプローチがより有効であろうと認識している。二国間、複数国間及び多国間の協定は、少なくとも以下のとおりであるべきである。

- 特に、アメリカ合衆国国土安全保障省やアメリカ国立標準技術研究所(NIST)、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、官民のセキュリティ情報共有組織であるアイザック(ISACs: Information Sharing and Analysis Centers)など、サイバーセキュリティ事案に対応する責任がある各国機関の能力の強化に、産業界との共同の下で奨励すること

- 電子ネットワークに悪影響を及ぼす悪意ある侵入や悪意あるコードの流布を特定し、その影響を軽減するために、既存の二国間協働メカニズムを強化するものであること
- サイバーセキュリティ・リスクを見極め、防御し、またサイバーセキュリティ事案を検知し、それらに対応し、復旧させるための、コンセンサスベースの基準とリスク管理のベストプラクティスに基づくリスクベースのアプローチを推進するものであること

また、両協議会は、リスク管理とリスク評価に関する国際標準化機構 (ISO) の主要基準の推進、APEC のサイバーセキュリティ能力構築プログラムに関する、並びに米国国務省のデジタル・コネクティビティ及びサイバーセキュリティ・パートナーシップを通じた緊密な連携といった両国政府による努力についても支持する。

### 3. 電子商取引に関するグローバルなルールのための革新的で開かれた包摂的な枠組みの維持

我々は、両国政府に対し、デジタル製品及びサービスに対する無差別待遇や、電子送信に対する関税不賦課の恒久化を目指すよう要請する。さらに我々は、WTO における電子商取引に関する国際的なルール作りが、商業的に意味のある成果をもたらすことを期待する。このような努力は、CPTPP、日 EU EPA、現在批准プロセス中の USMCA における取組を認識しつつ、可能な限り包摂的なものであるべきである。

### 4. 市場アクセスと引き換えにした強制的なローカライゼーション要求及び強制的な技術移転の禁止

我々は両国政府に対し、以下の事項について引き続き緊密に協働することを求める。

- 市場アクセスやその他の商業的利益と引き換えに、コンピュータ施設を含む自国の技術インフラの利用を要求する措置を明確に禁止すること
- 「いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソースコード及び当該ソースコードに表示されたアルゴリズムの移転又はアクセスを要求してはならない」との規定が明記された協定・合意を追求すること

我々は、第三者による強制的な技術移転をめぐる長年の課題解決に向けて、日米 EU がより一層の緊密な協力に努力していることについても引き続き支持する。

各種協定・合意における以上のコミットメントに加えて、我々は、人口知能 (AI) 及び 5G 技術の実装に関して、日米がリーダーシップを発揮することの重要性を強調する。

### 5. 人工知能 (AI) の利活用の促進

両協議会は、両国政府が、グローバルで、コンセンサスに基づく、産業界主導の AI 標準の開発及び利用を通じて、AI 技術の発展を促進することを推奨する。また、我々は、両国政府に対し、透明かつ自発的でマルチステークホルダー・プロセスによって推進される、柔軟なガバナンスの枠組みを構築・推進することを推奨する。

この分野における両国政府のいかなる取組も、既存のルールや規制に留意すべきであるほか、AI ガバナンスにリスクベースのアプローチを採用するとともに、AI の開発・実装・利用のためにデータを収集・保持・処理する必要があるとことを踏まえたデータ保護体制を維持すべきである。また我々は、両国政府が産業界及び市民社会と緊密に協力して、公正性、バイアス、プライバシー、意思決定に関する透明性及び説明責任、人権、AI 人材育成をめぐる倫理に関するグローバルなルールを確立することも推奨する。

## 6. 5G ネットワークとインフラの整備の推進

両協議会は、5G 技術は、全ての産業セクターにおいてイノベーションを可能にし、新しい機会を創造するものと信じている。5G を整備するに当たり、我々は、両国政府に対して、5G 通信ネットワークが産業界主導で、開かれた、コンセンサスベースの国際標準に基づくものとなるように協働することを推奨する。



米日経済協議会および日米経済協議会（以下“両協議会”）は、日米両国のエネルギーセキュリティ（エネルギー供給の安全保障）と、気候変動による影響の緩和に寄与する技術の開発と普及促進に努めている。両協議会は、それぞれの国において、電気やガスの需要と供給両面におけるイノベーティブな低炭素化ソリューションの提供に引き続き注力し、各企業が持つリソース、エネルギー技術、およびノウハウの全世界に向けた活用拡大に努めている。両協議会は、日米両国政府が、低炭素化技術の開発普及をグローバルに促進する政策や政策的手段、規制枠組みなどの策定を通じて、メンバー企業を支援することを期待する。

### エネルギーおよびインフラストラクチャー協力

両協議会は、日米両国、さらにはグローバルなエネルギーおよび社会インフラの開発と協力が引き続き推進されるよう取り組んでゆく。特に、両国によるインド太平洋地域における質の高いインフラ開発への協力を歓迎する。さらなる協力に向け、両協議会は両国政府に以下の配慮を求める：

- Overseas Private Investment Corporation (OPIC、2019年10月1日 Development Finance Cooperation に改組)や国際協力銀行 (JBIC) 等、日米の公的金融機関の役割、責務、およびプログラムを明確にすること
- 海外でのエネルギーおよびインフラプロジェクトをサポートするファイナンスや政策のツールは、天然ガス・原子力・再生可能エネルギーを含むすべての低炭素化技術に適用されることを確保すること
- 協力する第3国におけるアドボカシー等関係強化を進め、日米企業のエネルギーおよび社会インフラプロジェクトの実施を支援すること

### 気候変動と低炭素エネルギー

両協議会は、エネルギー安全保障と、両国が共有する気候変動の緩和目標の達成に寄与するクリーンなエネルギー技術の開発普及の促進に向け、両国政府に以下を求める：

- 石炭火力発電によるカーボンフットプリントを削減する二酸化炭素の回収、活用・リサイクル技術を実用化するために、研究開発とファイナンス支援を継続すること
- 既存市場でより大きな地歩を確立するとともに新規市場を開拓するために、米国産天然ガスの輸出を促進するとともに日本の LNG 関連技術とノウハウを活用すること
- 両国において、太陽光、洋上を含む風力、エネルギー貯蔵技術など再生可能エネルギー普及のための持続可能且つ国家的な制度枠組みを策定すること
- 日米両国において市場の発展を活性化させ、我々の技術にとって新たな市場を世界的に切り開くべく、発電、定置用燃料電池、車両及びその他の交通手段のための水素サプライチェーンおよびインフラを構築すること
- 低炭素なベースロード電源として、次世代型小型モジュール炉を含む原子力発電および日米原子力協力を促進すること

## エネルギー分野のデジタル化

両協議会は、デジタル技術がエネルギー分野においても必須要件として重要度を増していること認識している。こういった技術を効果的に、また安全確実に活用できるよう、両国政府に以下を求める：

- リスクベース・アプローチによる、産業中立的なサイバーセキュリティとデータ保護の取り組みをエネルギー分野にも採用すること
- エネルギーセクターにおける重要社会インフラの運用者には引き続き国際標準に則った運用するよう支援し促進していくこと

## イノベーションと企業家精神

両協議会は、多くのメンバー企業が、サイバー及び制御システム、次世代原子力発電、エネルギーマネジメントシステム、エネルギー貯蔵システムなど、ガス・電力分野におけるイノベティブな技術を開発していることに留意する。両協議会はこれら企業によるイニシアティブ支援の為、両国政府に以下を求める：

- これら技術の市場開拓を可能にする、バランスの取れた、将来を見通したエネルギー政策を策定すること



2019年9月18日、日米経済協議会及び米日経済協議会の金融サービス分科会は、「相互接続された経済の形成」、「到来する高齢化社会への対処」、「強靱な経済成長の強化」の3つの分野における協働行動計画を承認した。

## 1. 相互接続された経済の形成

デジタル・イノベーションは、金融業界に成長を促進し競争力を高める機会を提供する。しかしながら、社会にとっての経済的利益を最適化し、デジタル・イノベーションに関する政策・規制上の課題に対応するためには、高いレベルでの官民協力が必要である。両協議会は、以下の3つの協力分野を推奨する。

- **公平な競争環境** 公平な競争環境は、金融・資本市場を強化し、市場の非効率性及や歪みを排除するための重要な原則である。効果的な規制の枠組みは、イノベーションを促進し、金融の安定性や消費者保護を促進する。効果的な枠組みは、市場参加者に同じルールを課し、一部の参加者が不公平な立場から利益を享受することがない。両協議会は、既存企業か新規参入企業かに関わらず、業界における全ての競合企業が同じ財務・法的要件に従うことを担保する規制を要請する。
- **オープンデータ・アーキテクチャ** 顧客ニーズを満たす新しいテクノロジーを導入するために、産業界は、国境を越えたデータ流通に完全な信頼を求めている。データ流通の制限は、安全性を脅かし、経済の競争力に悪影響を与え、統合されたグローバルネットワークとしてのインターネットの有効性と強靱性を損なう。両協議会は、完全にオープンなデータアーキテクチャの構築に重点をおいた日米協力が、適切な時間軸で追求されることを推奨する。
- **サイバーセキュリティ** サイバー攻撃の頻度と巧妙さの増大は、金融サービス関連企業に重大なリスクをもたらしている。金融業界は、悪意のある攻撃による主要なターゲットであり、全体として金融サービス関連企業はサイバー攻撃に対する防御と対応に、その他のいずれの業界よりも多くのコストを費やしている。機密データの盗難、サービスの中断、守秘義務違反が課題になっており、そして最終的には金融システムの安定性もが危険に晒されている。デジタル攻撃の頻度と威力が増すなか、両協議会は、企業のサイバー耐性とIT環境の安全性の更なる向上に向けた日米二国間協力を推奨する。

## 2. 到来する高齢化社会への対処

アジア太平洋地域や世界各地において、長寿命化や出生率低下が引き起こす高齢化問題が財政の持続可能性、金融市場の発展、金融の安定性を脅かしている。両協議会は、日米両国政府が、個人の退職貯蓄や医療保険商品、生涯にわたるマネープランの設計支援に関し、高齢者にやさしい手法、経済データ、政策提言についての金融界の専門性を活用するために官民協力することを推奨する。協力の重点分野は以下の通り。

- **高齢化と金融包摂** 両協議会は、金融リスク及びリスク軽減に関する知識を醸成するための金融リテラシーの取り組みに対する支援強化を含む、「高齢化と金融包摂のための G20 福岡ポリシー・プライオリティ」<sup>1</sup>を支持する。
- **退職と長期投資** 高齢化や年金基金債務の増加に伴う年金基金の財務悪化が、現在および将来の退職者にとってのリスク上昇を招いている。両協議会は、個人が長期の貯蓄や保険及び年金に対しより多くの拠出を行う動機付けとなる環境の整備を推奨する。
- **政策の枠組み** 最後に、両協議会は、保険会社や他の金融機関が、退職後や長期投資を支援する際の妨げとならない政策枠組みの採用を要請する。これには、金融の安定と経済成長の間の適切なバランスを実現する保険資本基準(ICS)の策定が含まれる。また、税制上の優遇措置や給付金など、個人の適切な資産形成を支援するための政策枠組みも重要である。

### 3. 強靱な経済成長の強化

強靱な経済成長は、景気後退時に経済が速やかに回復する能力だけでなく、社会や企業活動の持続可能性にも直結する。強靱な経済は、損失の規模を抑制し、より迅速に持続可能な成長経路に回帰することができる。両協議会は、厳しい事業環境の下での経済の健全性を支えるため、日米両国経済の強靱な成長を促進することに対する我々のコミットメントを再確認し、特に以下の目標に注力する。

- **規制の一貫性** 法域間のルールに重複や矛盾がある場合には、規制の分断が生まれる。投資家にとっては、こうした分断はコストの増加や市場のヘッジの制約に繋がり、リスク分散効果を低下させる。全体的なインパクトとしては、市場の収縮や流動性の低下に繋がり、経済に弊害をもたらすことになる。両協議会は、経済成長及び持続可能な開発にとって重要となる国際的な規制の一貫性を推進するため、各国の金融規制当局間の一層の協力を要請する。
- **インフラ金融** 物理的なインフラは全ての経済活動を支える。インフラは生産性と競争力を高め、経済成長を促進し、より強靱な経済を構築する。したがって、持続可能な開発目標(SDG)や環境、社会、ガバナンス(ESG)の枠組みなどのイニシアティブに代表されるように、インフラ投資においては持続可能性への配慮が重要である。また、重要なインフラに対する資金不足は、経済成長を妨げ、企業と社会をリスクに晒すことになる。こうしたリスクにもかかわらず、世界の公共・民間部門のインフラ投資は依然として不足している。両協議会は、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」<sup>2</sup>を支持し、インフラ金融のベスト・プラクティスを促進するために日米両国政府が協力して取り組むことを要請する。
- **国際金融都市・東京** 東京は文化と技術革新の中心地として豊かな歴史を持っている。民主主義的な政治体制、法の支配、オープンデータ・アーキテクチャ、最先端の技術・交通インフラ、世界をリードするブランド、教育水準の高い労働力、広範な文化活動の存在といった、この大都市の高い比較優位性を踏まえ、両協議会は、東京が日本経済の深さと幅広さに見合ったグローバル金融センターとしてのポジションを確立するために、集中的かつ多面的な取り組みが実施されることを支援する。

<sup>1</sup> 「高齢化と金融包摂のための G20 福岡ポリシー・プライオリティ」

[https://www.g20.org/pdf/documents/en/annex\\_03.pdf](https://www.g20.org/pdf/documents/en/annex_03.pdf)

<sup>2</sup> 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」

[https://www.g20.org/pdf/documents/en/annex\\_01.pdf](https://www.g20.org/pdf/documents/en/annex_01.pdf)

## HEALTHCARE INNOVATION

本質的に、ヘルスケアは国内経済及びグローバル経済への投資である。医薬品、医療機器および栄養サプリメントの研究開発志向型産業は、経済成長を促し、雇用の創出に貢献するだけでなく、平均健康寿命の延伸につながる革新的なヘルスケア・ソリューションを生み出し、疾病による経済的な負担を軽減し、生活の質を向上させることで、新興国を含む世界中の人々の医療・保健福祉の向上に重要な役割を担っている。他方、医療を含む社会保障制度の持続可能性が、労働年齢人口の減少と急速な高齢化社会の下で経済成長を維持する際の大きな課題となっている。日米経済協議会および米日経済協議会(以下、両協議会)は、将来にわたり、継続してイノベーションを生み出すために不可欠な両国における市場競争力や求心力の改善が、ここ数年間で重要な進展がみられることを認識するとともに歓迎する。そこで、両協議会は、この流れを更に推進すべく、優先分野において、以下の具体的な要望を提出する。

### イノベーションの価値に関する認識改善

- 日本国対象:2018年に改定した新薬創出加算について、企業指標の廃止や品目要件の緩和といった改善を図る。
- 日本国対象:2021年に導入される薬価中間年改定は、薬価と実勢価の乖離が大きい医薬品に限定する。
- 日本国対象:医療機器の価格は毎年改定するのではなく、現行の改定方式を維持する。
- 両国対象:日米両国において、医療技術評価 (HTA) もしくは費用対効果評価 (CEA)は患者アクセスや医師の選択肢を制限すべきではない。
- 米国対象:メディケア Part D の対象となる高齢者にとって、医薬品が購入し易く、アクセスが向上するよう、市場原理に基づいた改革を追求すべきである。
- 米国対象:提案されている国際薬価指数を廃案にする。
- 米国対象:メディケア対象患者の治療や診断を向上させる新規の医療機器に関しては、メディケアプログラムの適用範囲や規定、支払いプロセスについて、継続して改革することを促進する。
- 米国対象: 現在、一時的に停止している医療機器物品税を完全撤廃する。

### 臨床試験制度、審査制度、法制度の更なる強化

- 日本国対象:トランスレーショナルリサーチ(橋渡し研究)が抱える課題に対応するために、AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)、学界、バイオベンチャー、製薬業界による官民連携をさらに強化する。
- 日本国対象:「先駆け審査指定制度」や「条件付き早期承認制度」を最大限活用し、アンメットメディカルニーズが著しい領域で革新的な医療の可能性を探求するべきである。
- 日本国対象:最高のグローバルスタンダードに見合うバイオ医薬品の臨床試験データ保護制度を確立する。
- 米国対象:CREATES法の制定を支持する。
- 米国対象:医療機器ユーザーフィードバックプログラムの目標達成に向けたFDAの努力を支持する。

- 米国対象:2017年のFDA再認可法の医療機器使用料改正における医療機器に関する製造施設の査察プロセスの効率化・透明化においてFDAと連携する。

### 医療費支出の効率性や有効性の向上

- 両国対象:医療制度全体の持続可能性を考慮した医薬品・医療機器の価格制度・償還制度を追求する。
- 両国対象:患者の自己負担で、医薬品のアクセスを制限しないようにする。
- 両国対象:オリジネーターの新薬に対する特許保護期間が切れた後は、後発品使用の拡大によって費用削減を行い、イノベーション創出を後押しする。
- 両国対象:患者アウトカムや治療効果と同様に、医療システム全体そしてより広い社会における費用抑制にも繋がるような価格付けができる医薬品・医療機器制度を追求する。
- 米国対象:医薬品リベートを患者に還元する。

### 予防的医療の促進

- 日本国対象:予防に関連したイノベーションの社会的価値の認知度をより高め、予防的ワクチン投与に関連した政策を推進する。
- 日本国対象:予防的見地から、例えば乳がん健診の受診率向上のため、新たな検診手段のイノベーションや政策を推進する。
- 両国対象:更なる健康増進に貢献できるように、エビデンスに基づいて健康食品・栄養補助食品などの機能性食品のもたらす利益についての認知度を向上させる。
- 両国対象:疾患の早期発見や治療に対する研究が推進できる環境を整備する。
- 両国対象:日米両国において健康経営を推進する企業の自発的な取り組みを支援、推奨する。

### デジタルヘルスの利用促進

- 両国対象:デジタルヘルス製品への投資を奨励、技術革新と患者アクセスを促進するための適用範囲および支払いポリシーを確立し、デジタルヘルス製品への規制の枠組みが透明性、予測可能性、一貫性、タイムリー、科学ベースであることを保証する。
- 両国対象:健康データの価値について理解を深め、データの収集(ツールを含む)、使用、再利用を管理するプロセスの信頼を高め、さらにデータの相互利用を加速する。
- 両国対象:革新的な治療法の開発コスト削減を加速する新たなデジタルヘルス政策の開発と実施において、米国と日本の規制当局間の連携を促進する。具体的には、人工知能(AI)、ビッグデータ、リアルワールドデータの実用化など、有望かつ新たなデジタルヘルス技術を通じてヘルスケアの提供を支援する新しい公共政策を制定する。またこれらの取り組みが、地域およびグローバルフォーラムによって開発された既存の標準、ベストプラクティス、既存の法律と整合することを確認する。
- 両国対象:民間の産業が、リアルワールドデータを活用して、革新的な医療機器や革新的な医薬品を開発し、認可を取得できるようにする。例えば、がんゲノム医療、AIを活用した画像診断などである。
- 両国対象:産業、学界、政府、および医療機関が、革新的な医療機器および医薬品の開発において、産業を支援するのに十分な質と量のリアルワールドデータベースの開発に協力できるようにする。
- 両国対象:共通のITプラットフォームを利用してネットワーク化された専門センターを立ち上げ、診断、治療計画、デリバリー、患者のフォローアップ、患者データの管理を統合したケアを支援するとともに、民間で事業を立ち上げられるよう環境整備を行う。



## TRAVEL, TOURISM AND TRANSPORTATION

旅行・観光そして交通産業は日米両国の経済成長にとって重要な牽引役である。例えば、日本政府は2020年までに4000万人、2030年までに6000万人の外国人旅行者を日本に呼び込むことを目標としている。これらの旅行者は日本で年間760億ドルから1420億ドル(8兆円から15兆円)を消費すると見込まれ、これらの数値は、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のようなイベントにより更に上積みされる見込みである。米国における数字はさらに圧倒的であり、2018年だけで約8000万人の外国人旅行者が米国を訪れ、観光産業は2.5兆ドル以上の経済効果を生み出した。

日米経済協議会および米日経済協議会(以下「両協議会」)は、政府の努力が訪日外国人旅行者の急増という成果をもたらしたこと、及び米国の観光産業が引き続き好調であることを認識しているが、観光産業を更に促進し、観光による経済インパクトを最大化するために政府が取り組むことができるであろうアクションはまだあると考えている。我々は、こうした取り組みが、2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けて日本政府と東京都が進めている施策を支援するのみならず、日本の地方における観光客の増加と観光産業の持続的成長にも寄与するものと信じている。我々の提言は、以下の通りである。

### 1. エマージング技術を活用した革新的な旅行・観光・交通サービスの実現

両協議会は、需要に応じて提供可能で、アプリを通じて利用可能な革新的な観光・交通サービスの継続的な発展が、日本において模索されてきた旅行・観光産業の成長を促進すると信じている。両協議会は、外国人を含めた旅行者によく利用されている、位置情報を基にして移動手段を呼び出せるシェアリングサービスや、宿泊施設のシェアリングサービスに加え、複数の交通手段を活用するデジタルモビリティプラットフォーム、或いはモビリティ・アズ・ア・サービス、またキャッシュレス決済の利用促進に向けた政策を日米両国政府が推進することを推奨する。特に、外国人旅行者の間では、利便性の高いキャッシュレス決済の利用意向や期待がますます高まっており、自国で利用しているキャッシュレス決済ツールを旅行先でも同様に利用できれば、より良い旅行体験が可能になると考えられる。キャッシュレス決済に対応する商店の増加や、非接触型決済のような新技術の導入も、観光支出の増加の恩恵を高めることに繋がると考えられる。消費者はこのようなサービスに益々期待するようになってきており、両協議会は、こうした新技術は日米両国市場における旅行先や観光支出の拡大に資するものと信じている。

両協議会は、米国においては、入国手続きや、道路・港湾・空港・鉄道など老朽化する交通インフラに課題があると認識している。我々は、米国における入国手続きの改善、交通インフラの利便性・堅牢性の向上に向けて、最先端技術をいかに活用していくか、という点で官民協力を加速させるためにさらに議論を深めていくことを推奨する。

### 2. 民泊(短期賃貸宿泊)に関する不確実性への対応

アプリを通じて利用可能なオンラインの旅行プラットフォームは、旅行者を受け容れる各地が利便性を向上させ、宿泊施設の受入能力を拡大させるのにも資する重要なツールと考えられ、これまで観光収入の流

入による恩恵を享受できていなかった地方を含めたコミュニティーや観光地に多大なメリットをもたらすケースが多いと考えられる。我々は、公共の安全を確保するという当然の課題に対応した日本の取り組みを支援する一方で、2018年の民泊法の施行時のような経験から示されていることは、日本政府はオンラインの旅行予約サービス業者やアプリを利用した宿泊サービスの提供業者が効率的に事業展開できるよう残された障壁を撤廃する必要があるということである。こうした障壁としては、民泊に提供できるのは年間180日までとする年間上限規定や、地方ごとに異なるルール・条例、特定日や特定地域に関する禁止事項が含まれる。

### 3. 2020 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた東京の交通インフラにおける混雑軽減に向けた取り組みの継続

東京の公共交通システムは、通勤客や通常のビジネス活動により、ほぼ限界点に達しており、オリンピック関連の訪日客の来京によって更なる混雑悪化を招く恐れがある。通常の経済活動を損なうことなく、円滑な交通サービスを提供するために、日本政府は「テレワーク・デイズ 2019」を実施し、企業に対して、時差出勤やフレックス出勤の導入に加え、多様な在宅勤務の選択肢を提供することを奨励した。両協議会は本施策を支援するとともに、円滑なイベント運営に向けて交通需要の調整を行うことを目的に、東京都・内閣官房・東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が推進する「2020TDM 推進プロジェクト」も重要と考えている。我々は、こうした取り組みによって、通常の経済活動に及ぶ混乱が限定的になると信じており、またこうした取り組みが 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の重要なレガシーになることを期待している。

また、観光にとっての優先課題は空港における旅客対応であるが、旅客と同じ交通インフラを利用し、経済成長にとって重要な役割を果たしている航空貨物の運行についても、当局が継続的に促進し円滑化していくべきであることを付け加えたい。

### 4. 機械による補助付きの、自動運転による交通サービスや配送サービスの実現に向けた技術の活用

両協議会は、運転できない人も含めた全ての人アクセス可能で、また利便性の高い交通サービスの新たな選択肢を創造することは、通常の経済活動を継続しながら交通混雑を回避するうえで重要であると認識している。例えば、自動運転や移動支援ロボット、ドローンを活用した配送システム、ビッグデータを活用した効率的な輸送システムといった革新的な技術は、スマートシティ化を進展させることに加え、交通渋滞や人手不足、環境問題といった日米両国が共通で抱える社会課題の解決に貢献すると考えられる。こうした新技術の実用化においては、安全性確保や社会受容性の向上が重要であり、両協議会は、こうした新技術が官民協力の下で発展されることを期待している。こうした技術開発やその他のスマートシティ化の発展においては、法域を超えた横断的協力も不可欠であり、両協議会は、各種規制やガイドライン間における不一致が発生しないような政策を両国政府に推奨する。

### 5. 統合型リゾート(IR)事業の継続性に関する懸念への対処

両協議会は、IRの整備は、1兆円(94億ドル)を超える巨額の投資を喚起するとともに、数万人にも及ぶ新規雇用を創出し、また周辺地域におけるインフラ開発を促進することにより、日本の旅行・観光産業の成長と進出地域の経済の再活性化に貢献すると認識している。このため、両協議会は、2018年に成立したIR推進法において、IR区域整備計画の認定の有効期間が当初は僅か10年間、その後の更新時は僅か5年間となっていることについて懸念を有している。このような短い更新期間では、IR事業自体の継続性が多分に政治リスクに晒されることに加え、第三者の投資家にとっても不透明性を招くことになると考えられる。このため、両協議会は、日本政府が今後数ヶ月の間に提出するとみられるIR基本方針において、IR施設に関する規制のフレームワークと要件の詳細を説明するとともに、上記懸念に包括的に対処することを推奨する。加えて、両協議会は、ギャンブル依存症やマネーロンダリングに対する社会的懸念

を払拭することが重要であると認識しており、IR プロジェクトの推進が日本経済に前向きに貢献するのを  
確実にするためには、強力な官民連携体制の構築することを推奨する。